

20 消安第 6968 号
平成 20 年 9 月 22 日

地方農政局消費・安全部長、北海道農政事務所消費・安全部長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 宛て

消費・安全局農産安全管理課長

農林水産大臣の登録を受けていない農薬を試験研究に用いた際の収穫物等に関する試験終了後の取扱いについて

このことについては、「農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について」（平成 16 年 11 月 10 日付け 16 消安第 6316 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）により、「試験研究終了後は、使用した農薬、農作物等について、適切に保管または処分等すること」としているところである。

しかしながら、先日来、地方自治体の農業試験場において、農林水産大臣の登録を受けない農薬を試験研究に用いた際の収穫物について、確実な処理が確認できない方法で「処分」されたり、錯誤により収穫物が出荷されたりするなど、憂慮すべき事態が発生している。

このため、試験研究の目的で製造、加工、輸入された農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された収穫物等について、より一層の厳重な取扱いを行うことが必要となっていることから、当該通知に記載のあることに加え、下記の事項につき留意し、遺憾なきようにされたい。また、関係者に対して周知徹底するようお願いする。

なお、（管内各都道府県）に対しては、貴職から周知徹底をお願いする。

記

- 1 農薬の使用に係る試験研究における収穫物等については、原則として流通を禁止する。ただし、生物農薬、フェロモン剤等明らかに収穫物への残留が生じないと判断できる場合、あるいは、薬効、薬害試験であって、施用方法が種子処理剤や播種前施用の場合等、使用方法からみて収穫物への残留のおそれがないと判断できる場合については、この限りではない。
- 2 1 のただし書きに該当する収穫物等の場合にも、必要に応じ農薬の残留状況の確認を行い、食品衛生法上問題がないことを確認すること。